平成２９年（フ）第８６号
札幌市東区北35条東１丁目３番１号　ハイツ清香10号
債務者　山根久美子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
札幌市豊平区平岸４条２丁目３番15号　デベックス平岸42Ａ―205号
債務者　小柳眞佐江（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４７４０号
大阪府東大阪市衣摺４丁目12番９号　ニューロイヤル光進　205号
債務者　武本　　健
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７８号
大阪府高槻市辻子１丁目24番30号
債務者　焼肉つかさこと　永野　健司
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３３号
大阪府門真市本町23番22号　光陽ハイツ102号
債務者　弘津　輝美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４３号
大阪市北区菅栄町10番２号　タカラビル天満３Ｃ号室
債務者　岸本　和子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０５２号
大阪府東大阪市東石切町５丁目６番16号、前住所大阪府東大阪市東石切町２丁目６番59号
債務者　西井工業こと　西井　義則
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８２号
大阪市大正区三軒家東６丁目20番５号
債務者　江草　　龍
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３４５号
大阪府枚方市星丘４丁目10番30号
債務者　山中　伸一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１０号
大阪府八尾市高美町１丁目４番16号　ルフレ八尾、住民票上の住所大阪府吹田市山田東１丁目19番19―405号
債務者　山川　美咲（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４号
大阪府大東市泉町２丁目９番17号
債務者　橋本　時男
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５号
大阪府大東市泉町２丁目９番17号
債務者　橋本　佳恵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番９―1001号
債務者　滝井　利和
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１号
大阪府箕面市半町４丁目10番17号（301号）
債務者　竹林　正寛
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２号
大阪府池田市伏尾町76番地の16―537号
債務者　長田真由美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８号
大阪府交野市幾野２―２―19古野方、住民票上の住所大阪府枚方市東中振２丁目20番１―819号
債務者　植田　孝雄
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６号
大阪市平野区喜連東３丁目７番30―301号
債務者　岩渕　宣昭
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部